

# 土地 使用 貸借 契約 書

貸主 住所  
氏名  
電話番号

借主 住所 青森市  
町会名  
町会長名  
電話番号

上記当事者間において、土地使用貸借のため、次のとおり契約を締結した。

## (土地)

第1条 貸主は、その所有する次に掲げる土地（以下「土地」という。）を借主に無償で貸し付け、借主は、これを借り受けた。

### 土地の表示

所在地（地番） 青森市

地目

地積 平方メートル

## (用途指定)

第2条 借主は、土地を市民雪寄せ場の用途に供しなければならない。

## (借用期間)

第3条 借用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

## (土地の引渡し)

第4条 借主は、借用期間の初日に、土地の所在する場所において、当該土地の引渡しを貸主から受けるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、当該土地の所在する場所以外においても引渡しすることができるものとする。

## (土地の管理)

第5条 借主は、この土地が市民雪寄せ場以外の用途に使用されることのないよう常に適正かつ安全に管理しなければならない。

2 借主は土地を適正に管理するため立て看板等を設置する場合は、事前に貸主に届け出なければならない。

## (転貸しの制限)

第6条 借主は、貸主の承諾を得ることなく借用期間中に土地を第三者に転貸してはならない。

## (契約の解除)

第7条 貸主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面又は口頭によりこの契約を解除することができる。

- 借主が第2条又は前条の規定に違反したとき。
- 貸主が特別の事情によりその必要が生じたとき。
- その他借主がこの契約に違反したとき。

## (土地の返還)

第8条 借主は、借用期間が満了した場合又は前条の規定によりこの契約を解除された場合は、速やかに土地を原状に回復して返還しなければならない。

## (協議事項)

第9条 この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、貸主及び借主が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主

印

借主

印